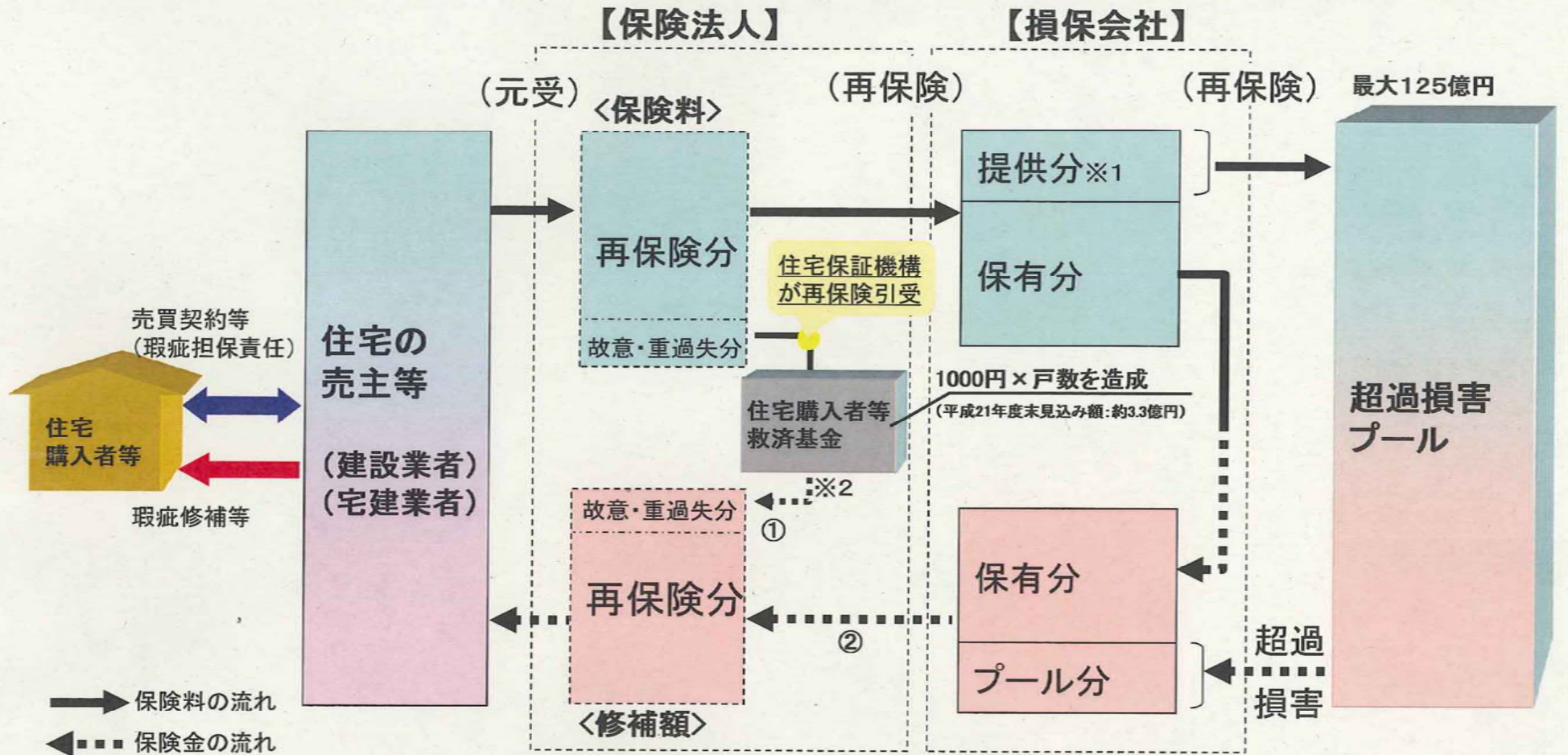


参考資料

平成22年7月30日

住宅保証基金の役割について



※1 各社のプールへの提供額を共同で決定
 ※2 業者倒産時に発動

【住宅保証基金の役割】

- ①故意・重過失基金が不足した場合の保険法人への無利子貸付
- ②プール限度額を超過するような巨大大事故発生時の保険法人への無利子貸付
- ※その他、中小住宅生産者向けの保険料負担軽減にも対応

平成21年度末見込み額:79億円

エネルギー・環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律

- エネルギー・環境分野において、経済成長の柱となる産業の育成と、産業全般の低炭素化への革新は、喫緊の課題。
- そのため、①エネルギー・環境適合製品の開発・製造を行う事業者に対して、日本政策金融公庫による低利・長期資金を供給するとともに、②中小企業等がリースによるエネルギー・環境適合製品の導入をしやすいようにするために、新たな公的保険制度を創設。

背景

○エネルギー・環境適合製品の開発・製造は、今後の経済成長と雇用創出のカギであり、これを担う者への資金供給の円滑化が不可欠。

(例)



太陽光パネル



電気自動車



リチウムイオン電池

エネルギー・環境適合製品: 省エネ性能の高い機器・主要部品や、非化石エネルギーを利用した発電設備等

成長の柱である低炭素分野であっても、投資規模大、返済期間長期の資金供給は不十分

海外(米、独、仏等)では、低利・長期の金融支援(=「誘致合戦」)

○中小企業等では、初期投資コストが高いこともあり、エネルギー・環境適合製品の導入が進まないのが実態。

(例)



高性能工業炉

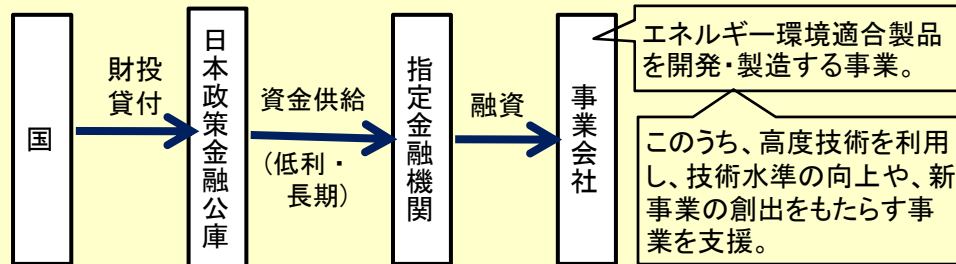


高効率ボイラー

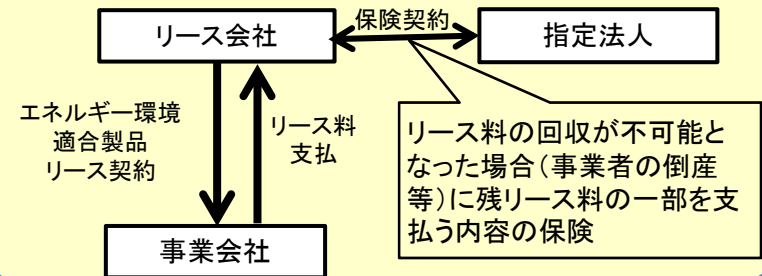
初期投資コストを抑えるリース活用は有用
しかし、金融危機後、与信条件が厳格化

支援措置

株式会社日本政策金融公庫による低利・長期資金供給(ツーステップローン)



リースによるエネルギー・環境適合製品の導入促進のための新たな保険制度



低炭素型産業を新たな経済成長の柱として育成し、我が国を低炭素型産業の世界拠点に。
(「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)の早期実現)

国土交通省直轄工事における入札契約制度の改善

平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度

一般競争	対象範囲	WTO対象工事					原則6千万円以上 これ未満にも積極的に拡大
	実施件数	6.6億円以上	7.3億円以上	3億円以上	2億円以上	1億円以上	10,224件
		219件	167件	1,101件	7,507件	9,929件	※（件数割合）約93% （金額割合）約95%

総合評価	対象範囲	5割超(金額ベース)まで拡大			約9割(金額ベース)において実施		総合評価方式を原則実施
	実施件数	445件	306件	1,636件	8,193件	10,274件	10,317件
							※（件数割合）約98% （金額割合）約99%

ダンピング対策

低入札価格調査基準価格
昭和62年モデル

【計算式】

直接工事費の額
共通仮設費の額
現場管理費×0.20

合計額×1.05

緊急公共工事事品質確保対策
(平成18年12月)

- ・施工体制確認型総合評価方式の試行
- ・極端な低入札について特別重点調査の実施

基準価格の引上げ 基準価格の再引上げ

【計算式】

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.60
一般管理費等×0.30

合計額×1.05

【見直し後の計算式】

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.70
一般管理費等×0.30

合計額×1.05

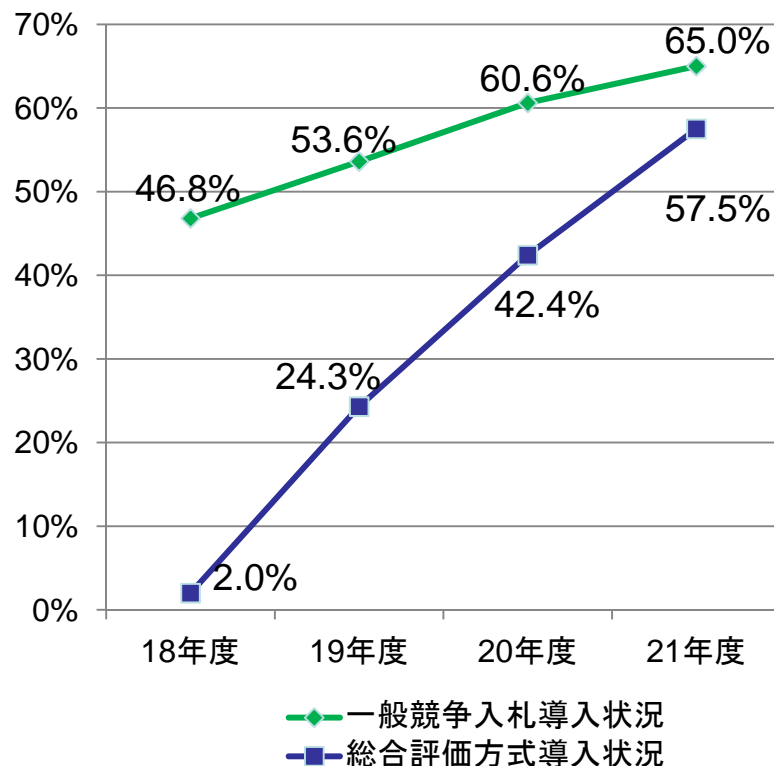
※一般競争における件数及び金額の割合は全契約に占める割合であり、総合評価における件数及び金額の割合は、全競争入札に占める割合である。

地方公共団体における入札契約制度の改善

一般競争入札及び総合評価方式の導入状況 (H21.9.1現在)

○都道府県・指定都市においては、全ての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。

市区町村における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況の推移



最低制限価格等の見直し状況(H22.6.1現在)

○都道府県における最低制限価格等の見直し状況
(最低制限価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 11団体
- ・ 21年4月公契連モデルを準用又は同水準: 20団体

(低入札価格調査基準価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 9団体
- ・ 21年4月公契連モデル準用又は同水準: 31団体

※41団体において、いずれかの見直しを実施

予定価格の事後公表への移行状況 (H22.6.1現在)

○都道府県における予定価格の事後公表への移行状況

	平成20年9月1日	⇒	平成22年2月17日
事後公表のみ	8団体		12団体 (+4)
事前と事後の併用	7団体		14団体 (+7)
			※試行を含む。
事前公表のみ	32団体		21団体 (△11)

各都道府県知事 あて

国土交通省建設流通政策審議官

建設業の法令遵守に対する取組の充実について

建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえつつ、技術と経営に優れた建設企業が生き残り、成長する環境を整備していく上で、建設業の法令遵守を徹底していくことが極めて重要です。

こうした観点から、これまで、「経営事項審査の改正等について（平成20年1月31日付け国総建第268号国土交通省建設流通政策審議官通知）」、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（平成21年12月1日付け国総入企第14号建設流通政策審議官通知）」等により、経営事項審査の虚偽申請の防止や下請契約及び下請代金支払適正化の徹底等について要請してきたところです。

しかし、依然として、公共工事の一括下請負や現場技術者の配置義務違反等の工事現場における不正行為、利益や技術者の水増し等の経営事項審査の虚偽申請、元請から下請への違法・不当なしわ寄せ等についての指摘がある状況です。このような指摘に対応し、国土交通省においては、平成22年3月16日に「入札契約制度の更なる改善」の一環として、特に「経営事項審査制度の改善」及び「下請企業対策を含む取引全般の適正化」の観点から、建設業の法令遵守に対する取組の充実について別添のとおりとりまとめたところです。

建設業法においては、下請代金支払遅延等防止法と異なり、建設者に対する取締りや指導監督は国土交通大臣及び都道府県知事の権限・責任とされており、また、建設業者の大半を都道府県知事許可業者が占めていることから、法令遵守の徹底については、国土交通省と都道府県が密接な連携を図りつつ強力に対応していくことが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、国土交通省の建設業許可部局（地方整備局等）との連携を図りつつ、下記の事項について積極的に取り組まれるよう要請します。

記

1. 書面による契約の促進について
工事の請負契約の基本となる書面による契約の締結に関する指導の強化。
2. 経営事項審査制度の改善について
 - ① 一括下請負、現場技術者の配置義務違反等の工事現場における不正行為に対する取締りの強化。
 - ② 経営事項審査の虚偽申請に対するチェック体制の強化。
3. 下請企業対策を含む取引全般の適正化について
下請いじめの排除、適正な代金支払等の都道府県知事許可業者に対する指導監督の強化、特に立入検査の実施。建設業者等に対する研修会の開催、建設業取引適正化推進月間（仮称、詳細については後日通知）の創設と関連事業の実施等。

建設工事の標準請負契約約款の改正事項

建設業の契約・取引の対等化・明確化を図る観点から、建設工事の標準請負契約約款を改正。

- ①公共工事標準請負契約約款
- ②民間建設工事標準請負契約約款(甲)
- ③民間建設工事標準請負契約約款(乙)
- ④建設工事標準下請契約約款

1. 4つの約款共通の主な改正事項

- ①「甲」・「乙」の呼称を、「発注者」・「受注者」、「元請負人」・「下請負人」に見直し。
- ②公正・中立な第三者の活用について、紛争が生じた後だけではなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議の段階から活用できるよう、規定を新設。

2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

- ①工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨、規定。
- ②契約の相手方が暴力団等である場合などにおける解除権の規定を新設。
- ③現場代理人の常駐義務の緩和。（下請約款も同様）
- ④中間前払金に関する規定の新設。

3. 民間建設工事標準請負契約約款(甲)の主な改正事項（いわゆる「旧四会約款」をベースに見直し）

- ①大規模工事について工事の出来高に応じた支払いを促進するよう、契約書の記述を整備。
- ②第三者に損害を与えた場合の契約当事者間の負担の明確化、請負代金の変更の規定の整備等。
- ③法令遵守に関する規定、発注者から受注者への通知等を原則として書面主義とする旨の規定を整備。（民間約款(乙)も同様）

4. 民間建設工事標準請負契約約款(乙)の主な改正事項

- ①消費者である個人発注者の保護の観点から、前払金等が過大とならないよう、工程に応じた代金の支払割合を注釈に例示。

5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項

- ①下請が実質的に施工する期間を工期として契約書に明記するよう、注釈を新設。

(今後の検討課題)

- 民間の取引実態等を踏まえつつ、民間建設工事標準請負契約約款の定期的な見直しを実施。
- 契約実態等を踏まえつつ、専門工事業者間や下請企業間に適用する契約に関する標準的な約款の整備について検討。